

改正案内人がサポートします

新・制度改正《NAVI》



～新・制度改正NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

長時間労働による健康障害および過労死は、現代の労務管理において、深刻な課題と なっています。2014年11月に施行された、「過労死等防止対策推進法」につきまして、 政府は、7月24日、過労死防止対策大綱（以下、「大綱」という）を閣議決定・公表し ました。

内容は、過労死等防止対策推進法に基づき、(1)調査研究等 (2)啓発 (3)相談体制 の整備等 (4)民間団体の活動に対する支援、の4つの対策を効果的に推進するため、 今後おおむね3年間での取組について定められています。

過労死等防止対策 4つの基本的考え方

調査研究等

過労死等事案の分析、疫学的分析、職場環境の調査など

啓発

労働基準監督署音監督指導の徹底、学校教育の実施、年次有給休 暇取得促進機関の実施、パワハラ対策導入マニュアルの周知・普 及など

相談体制の整備等

全国の産業保健総合支援センターの体制の整備など

民間団体の活動に対する支援

過労死等防止対策推進シンポジウム開催など



大綱には、「将来的に過労死等をゼロにすることを目指す」と明記され、下記の具体的な数値目標も掲げられました。

平成 29 年までに

- ・ 「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上にする」
平成 23 年 43.6%、平成 24 年 47.2%、平成 25 年 60.7%

平成 32 年までに

- ・ 「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5%以下にする」
平成 23 年 9.3%、平成 24 年 9.1%、平成 25 年 8.8%
- ・ 「年次有給休暇取得率を、70%以上に引き上げる」
平成 23 年、49.3%、平成 24 年 47.1%、平成 25 年 48.8%

週 60 時間以上の勤務、というのは、「発症前 2 ヶ月～6 ヶ月間に 1 ヶ月 80 時間超の残業をすると、業務と発症との関連性が強い。として、労災と認定される可能性が高い。」ことから、ひとつの目安とされているのだと思います。

$$\begin{aligned} \text{週 60 時間} - \text{週法定労働時間 40 時間} &= \text{週 20 時間の残業時間} \\ \text{週 20 時間の残業} \times 4 \text{ 週} &= 80 \text{ 時間となる為} \end{aligned}$$

ちなみに、正社員の約 16%の方が 1 度も有給休暇を取得したことがないそうです。

今後、概ね3年を目途に

- ・ 「全都道府県でシンポジウムを開催するなど、全国で啓発活動が行われるようにするとともに、身体面、精神面の不調を生じた労働者誰もが必要に応じて相談することができる体制の整備を図ることを目指す。

被雇用者の自殺者数は年間7,164人（H26）、また、業務における強い心理的負荷により精神障害を発病したとして労災請求された件数は、年間1,409件（H25）に上ります。

また、上記目標を達成する為に「事業主が取り組む重点対策」として、下記事項が盛り込まれております。

事業主が取り組む重点対策

経営幹部等の取組

最高責任者・経営幹部が先頭に立って取組等を推進するよう努める。また、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも過労死等が発生していることを踏まえて、取組の推進に努める。さらに、過労死等が発生した場合には、原因の究明、再発防止対策の徹底に努める。

事業主が取り組む重点対策

産業保健スタッフ等の活用

産業保健スタッフ等の専門的知見の活用を図るよう努める。

常駐するスタッフが適切な役割を果たすよう環境整備を図るとともに、産業医がいない規模の事業場では、産業保健総合支援センターを活用した体制の整備を図るよう努める。

上記、事業主が取り組む重点対策について、具体的にはまだ明確にはなっておりませんが、会社内で話し合う場を設ける必要があるでしょうから、おそらく労働安全衛生法における衛生委員会（常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに設置が必要）のような場を設け、経営幹部を「推進委員」などといった肩書で取り組みをさせるようなイメージでしょうか。

また、そもそも過労死は、1人の人間に対し、キャパを超えて仕事を与えられることが原因だと思われるので、人員配置等の見直しも重要なポイントになるでしょう。

今回公表された大綱には、労働者の方々が健康で働き続けることができるよう、各地方公共団体、事業主、労働組合等、民間団体、国民が、国と連携して、対策に取り組むことが求められています。過労死ゼロに向けて、まずは、一人ひとりの意識を変えていくことが大切なのだと思います。

大綱は、3年ごとに見直される予定です。

社労士による無料相談会を随時開催中です！

TEL : 03 - 3694 - 6091
まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。メール : info@yamadasougou.co.jp